

各位

会社名 MediciNova, Inc
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 岩城 裕一
(コード番号: 4875 JASDAQ)
問合せ先 東京事務所代表 副社長 松田 和子
兼最高医学責任者 (CMO)
電話: 03-3519-5010
E-Mail: infojapan@medicinova.com

2019年12月期の当社業績の見通しに関するお知らせ

2019年12月27日 米国 ラ・ホイヤ発 - メディシノバ (MediciNova, Inc.) (米国カリフォルニア州 ラ・ホイヤ、代表取締役社長兼 CEO: 岩城裕一) (以下「当社」) は、2019年6月12日公表「当社株式の業績基準に係る猶予期間入りに関するお知らせ」のとおり、2015年12月期から2018年12月期まで4期連続して営業利益及び営業キャッシュ・フローの額がマイナスとなったことから、当社株式は2019年1月1日より株式会社東京証券取引所が有価証券上場規程第604条の3第1項第1号(関連規則は同第604条の2第1項第2号)に定める上場廃止基準に係る猶予期間に入っております。

2019年12月期において、営業利益及び営業キャッシュ・フローのマイナスを解消するため、ライセンスアウトによる技術導出や共同研究開発の交渉等を進めてまいりました。しかしながら、本日まで、交渉は継続して進めているものの合意には至っておらず、時間的猶予の観点から考えると、今期中に売上として計上する、あるいは今期中に契約一時金を受領することはきわめて難しい状況となりました。そのため、2019年12月期の営業利益及び営業キャッシュ・フローの額はマイナスとなる見込みでございます。5期連続で営業利益及び営業キャッシュ・フローの額がマイナスとなった場合には、現行制度に従えば、上場廃止基準に抵触することとなります。

一方、2019年11月29日に株式会社東京証券取引所より公表されました「上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備について」におきまして、JASDAQ上場会社の業績等に関する上場廃止基準の見直し(業績又は利益計上に関する上場廃止基準に抵触した場合であっても、新規上場審査基準に準じた基準に適合しているときには上場を維持するものとし、施行日から1年を経過する日より前に猶予期間入りしている会社については、猶予期間を2年とする経過措置を設ける。)についても検討がされております。本日時点におきましては、パブリック・コメントの募集期間中(募集期間: 2019年11月29日から2020年1月10日)であり、制度改正が正式に決定されてはございませんが、今後正式に決定されましたら、見直し案として示されている「新規上場審査基準に準じた基準に適合するかどうかの審査」を申請し、JASDAQ市場での上場維持に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

本件につきましては、今後進展があり次第、お知らせさせていただきます。

なお、2019年12月期の当社業績につきましては、2020年2月中旬ごろを予定しております決算短信にて公表させていただきます。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたし

ますこと深くお詫び申し上げます。

以上

このプレスリリースには、1995年米国民事証券訴訟改革法（The Private Securities Litigation Reform Act of 1995）に規定される意味での「将来の見通しに関する記述」が含まれている可能性があります。これらの記述には、MN-166、MN-001、MN-221及びMN-029の治療法の将来における開発や効果に関する記述などが含まれます。これらの「将来の見通しに関する記述」には、そこに記述され、示されたものとは大きく違う結果または事象に導く多数のリスクまたは不確定要素が含まれます。かかる要素としては、MN-166、MN-001、MN-221、またはMN-029を開発するための提携先または助成金を得る可能性、当社の事業または臨床開発を行うために十分な資金を調達する可能性、将来の臨床治験のタイミング、費用、計画など、臨床治験、製品開発および商品化に付随するリスクや不確定要素、FDAに対して書類を提出するタイミング、臨床開発及び商品化のリスク、現段階の臨床治験の結果が必ずしもその後の製品開発の行方を確定するものではない可能性、当局の承認取得の遅延または失敗の可能性、臨床治験の資金を第三者機関に頼ることによるリスク、商品候補に対する知的財産権に関するリスク及びかかる権利の防御・執行能力に関するリスク、製品候補の臨床治験または製造を依頼している第三者機関が当社の期待通りに履行できない可能性、さらに臨床治験の開始、患者登録、完了または解析、臨床治験計画の妥当性または実施に関連する重大な問題、規制当局への書類提出のタイミング、第三者機関との提携またはタイムリーな資金調達の可否などに起因する遅延及び費用増大に加え、当社が米国証券取引委員会に提出した2018年12月期のForm10K及びその後の10Q、8Kなど届出書に記載されているものも含め、しかしそれに限定されないその他のリスクや不確定要素があります。したがって、「将来の見通しに関する記述」はその時点における当社の状況を述べているにとどまり、実際の結果または成り行きは、必ずしも予想通りにはならない可能性があることにご留意下さい。また当社には、この記述に関して、情報の修正または更新を行う義務はありません。